

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年8月7日

県立宮崎病院長 眞柴 晃一

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務 産業廃棄物（廃プラスチック類、アルミ等）収集、運搬及び処分業務委託
- (2) 委託業務の内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 入札方法 (1)の委託業務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。
- (2) 県は、上記1の(3)の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実績が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方

が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((ウ)に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合。

オ 本件契約の締結日の所属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、営業種目が廃棄物処理の役務であること。

イ 収納運搬に必要な県（市）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けた者で、特に特別管理産業廃棄物の種類「感染性廃棄物」が事業の範囲である者。

ただし、許可の有効期限が、入札日以降のものにかぎる。

ウ 法第12条の5の規定に基づき使用されるもの（電子マニフェストシステム）に加入している者。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年9月3日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181
- (2) 期間 令和8年8月7日から令和8年9月3日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 令和8年8月7日から令和8年9月3日まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 交付場所 宮崎市北高松町5番30号
県立宮崎病院総務課管理担当
※上記期間中は、県立宮崎病院ホームページからダウンロードが可能
ホームページアドレス <http://kenritsu-miyazakibyoin.jp/>

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院 1階講堂
- (2) 提出期限 令和8年9月4日 午前11時00分
- (3) 提出方法 持参すること。

7 入札と開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院 1階講堂 宮崎市北高松町5番30号
- (2) 日時 令和8年9月4日 午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号880-8510 電話番号0985-24-4181

12 その他

その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

宮崎県が行う委託業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 6 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 8 月 7 日

2 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 業務件名及び数量 | 産業廃棄物（廃プラスチック類、アルミ等）収集、運搬及び処分業務委託 |
| (2) 履行期間 | 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで |
| (3) 履行場所 | 県立宮崎病院 宮崎市北高松町 5 番 3 0 号 |

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る本件契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 条）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく契約である。
- (2) 県は、上記 2 の (2) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
- イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年宮崎県条例第 1 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
- (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
- (オ) 委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が (ア) から (エ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を

締結したと認められるとき。

- (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((ウ)に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

オ 本件契約の締結日の所属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 業務委託の仕様等

別添契約書（案）及び仕様書のとおり。

5 競争入札参加資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、営業種目が廃棄物処理の役務であること。

イ 収納運搬に必要な県（市）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けた者で、特に特別管理産業廃棄物の種類「感染性廃棄物」が事業の範囲である者。

ただし、許可の有効期限が、入札日以降のものにかぎる。

ウ 法第12条の5の規定に基づき使用されるもの（電子マニフェストシステム）に加入している者。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年9月3日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号

郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181

7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号

郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181

- (2) 期間 令和8年8月7日から令和8年9月3日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

8 入札

入札に参加する者は、別紙様式2による入札書を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 県立宮崎病院1階講堂
- (2) 提出期限 令和8年9月4日 午前11時00分
- (3) 提出方法 持参すること。
- (4) 入札金額は、調達役務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、入札金額の算定に当たっては、希望するキログラム当たりの単価(100分の1円までとする)に下記13に記載する年間排出予定量を乗じるものとし、入札書の入札金額欄の下欄に算定内訳を記入すること。
- (5) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「《産業廃棄物(廃プラスチック類、アルミ等)収集、運搬及び処分業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

9 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (2) 開札の場所及び日時
 - ① 場所 県立宮崎病院1階講堂 宮崎市北高松町5番30号
 - ② 日時 令和8年9月4日 午前11時00分
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ① 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 自治令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 過去2箇年の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 入札の効力に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効とする入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 契約期間内の産業廃棄物（廃プラスチック類、アルミ等）契約期間排出予定量

契約期間：令和8年10月1日～令和9年9月30日：9, 840kg

入 札 書

入 札 金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	内訳 収集運搬：単価 円 銭×9,840kg (契約期間排出予定量) = 処 分：単価 円 銭×9,840kg (契約期間排出予定量) =									
受 託 の 内 容	産業廃棄物（廃プラスチック類、アルミ等）収集、運搬及び処分 業務委託									
受 託 の 場 所	県立宮崎病院									
期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日から 令和 9 年 9 月 3 0 日まで									
入札保証金額	病院局財務規程第 8 1 条第 2 項第 2 号の規定により免除									
上記金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって受託いたしたいので、 御呈示の仕様書、契約条項、病院局財務規程（平成 1 8 年病院局企業管理規程 第 1 5 号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。										
令和 8 年 月 日										
住 所										
入札者 名 称										
代 表 者										
代表 者印										
県 立 宮 崎 病 院										
院長 眞 柴 晃 一 殿										

入札条件等確認済

委 任 状

私は都合により
使用
()
印鑑

を代理人と定め下記業務の見積入札に関する権限を
委任します。

記

- 1 受託内容 産業廃棄物（廃プラスチック類、アルミ等）収集、運搬
及び処分業務委託
- 2 受託の場所 県立宮崎病院

令和8年 月 日

住 所

名 称

氏 名

代表
者印

県 立 宮 崎 病 院

院長 眞 柴 晃 一 殿

代理人の職名又は本人との関係

委 任 状

私は、使用印鑑
() を代理人と定め
貴病院が令和 8 年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 契約金（請負代金）の請求ならびに受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付ならびに受領に関すること。
- 5 副代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 産業廃棄物（廃プラスチック類、アルミ等）収集、運搬及
び処分業務委託
場所：県立宮崎病院
宮崎市北高松町 5 番 3 0 号
- 8 委任期間 令和 8 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 8 年 月 日

住 所

名 称

氏 名

代表
者印

県 立 宮 崎 病 院

院長 眞 柴 晃 一 殿

産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集、運搬及び処分業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）の規定に基づく産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条 甲は、次に掲げる産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（１）甲の事業場： 宮崎県立宮崎病院

（２）甲の事業場から収集又は運搬する産業廃棄物の種類及び数量

ア 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、金属くず

イ 産業廃棄物の数量： 実績による

（３）産業廃棄物の運搬先及び処分の場所

ア 事業場の名称：

イ 所在地：

ウ 処分の方法：

エ 施設の処理能力：

オ 中間処理後の最終処分場所

事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

（４）積替え又は保管

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（委託期間）

第２条 委託業務の委託契約は、地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、この業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和８年１０月１日から令和９年９月３０日までとする。

（乙の許可証等）

第３条 乙の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号。以下「省令」という。）の規定に基づき交付された許可証又は認定証（以下「許可証等」という。）の写しは別添のとおりとする。なお、次に掲げる許可証等の記載内容に変更があったときは、乙は速やかに変更後の許可証等の写しを甲に提出し、甲及び乙は当該許可証等の写しを本契約書に添付するものとする。

（１）収集又は運搬の事業に係るもの

ア 許可都道府県・政令市：

イ 許可の有効期限：

第7条 乙は、委託業務を法、政令及び省令並びに甲の指示に従って処理しなければならない。

(適正処理に必要な情報の提供)

第8条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本工業規格C 0 9 5 0号に規定する含有マークが付された産業廃棄物の場合には、当該含有マークの表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨
- (7) その他取り扱いの注意事項

2 甲は、委託期間中、前項各号に掲げる事項に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその旨を通知しなければならない。

3 甲は、委託業務に係る産業廃棄物の性状が第1項の書面のとおりであることを確認し、委託業務に係る産業廃棄物の容器等に表示する。当該表示は、ガイドラインに定める項目に従い、「容器貼付用ラベル」を作成する。

4 乙は、電子マニフェストシステムに登録されている情報に虚偽の情報が含まれている場合は、委託業務に係る産業廃棄物の引取りを一時停止し、甲に電子マニフェストシステムに登録されている情報の修正を求め、修正内容を確認の上委託業務に係る産業廃棄物を引取ることとする。

(甲乙の責任範囲)

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

(義務の譲渡等)

第11条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他

必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委託業務終了報告)

第13条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、速やかに電子マニフェストシステムにそのむねを登録するものとする。ただし、業務終了報告書の処分業務については、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。乙は、業務終了報告書について不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。補正に要する費用は、乙の負担とする。

(業務の一時停止)

第14条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、当月の産業廃棄物の収集運搬回数及び処分重量を基に第4条で規定する単価により算出した委託料等の支払請求書を翌月の10日までに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙の役員等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除があった場合において、甲から引き渡しを受けた産業廃棄物があるときは、乙の負担において処理しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程(平成18年病院局企業管理規程第15号)第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 当契約書に定める業務の円滑な遂行を確保するために、乙は、令和9年9月末までに、令和9年10月以降の当該業務の受託者(以下「丙」という。)と十分な業務に関する引継ぎを行うものとする。乙及び丙は、令和9年9月末までに、甲に対し引き継ぎ状況の報告を行わねばならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県
県立宮崎病院長 眞 柴 晃 一

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、本契約第10条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（資料の返還等）

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確

実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集、運搬及び処分業務委託に関する仕様書

1 業務委託内容

県立宮崎病院から排出される産業廃棄物（廃プラスチック類、アルミ等）の収集、運搬及び処分。

別紙【県立宮崎病院廃棄物分別表】に準ずる。

①廃プラスチック（動植物性残渣混入）

- ・汚れたプラスチック製容器
- ・汚れたペットボトル容器
- ・汚れたお菓子等の袋類、食品トレー など
- ・一般廃棄物以外のゴミ全般

②金属くず

- ・お菓子の缶など
- ・アルミ箔など

2 収集場所

県立宮崎病院本館東側ゴミ庫

3 収集運搬日

受託者は、委託業務を毎週火、木曜日に実施するものとする。

なお、実施日は、病院が状況に応じて指示する場合もある。

また、年末年始等、やむを得ず収集できない場合は、その都度協議するものとする。

4 その他注意事項

委託業者は、関係法令に基づき、適切に業務を行うこと。

業務の履行に要する材料・器具等は、すべて委託業者において負担すること。

その他、委託業務の実施に当たり病院が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

【県立宮崎病院廃棄物分別表】

	種類	回収日	ゴミ袋の形態	内 容 等
①	感染性 医療 廃棄物	月/水/金	グレー ペール ボックス	注射針、メス、安全カミソリ、縫合針、アンプル等その他 鋭利なもの、手術から出る血液等の液状又は泥状のもの
②			二重橙袋	汚染されたガーゼ、包帯、脱脂綿、布きれ、紙オムツ等
③	非感染性 医療 廃棄物		青袋	医療行為から出る汚染されていないガーゼ、包帯、脱脂綿、 布きれ、プラスチックボトル、ギブス、プラスチック屑等
④			青袋	医療行為から出るバイアル、薬瓶、薬缶、空き缶、金属屑 等
⑤	産業 廃棄物	火/木	透明袋	医療行為以外から出る汚れている廃プラスチック等、アル ミ等、混載ゴミ
⑥	可燃 ゴミ	月～土	透明袋	生活ごみ(病室・給湯室等)、生ごみ、落葉、リサイクルでき ない紙類、プラ表示のないもの、感染以外の紙オムツ等
⑦	資源 ゴミ	月/水/金	透明袋 (汚れて いない もの)	ペットボトル
				空き缶、空き瓶
				プラスチック類(弁当、カップ、お菓子袋、キャップ等)
		月～土	紐、箱	古紙、段ボール、雑誌等
		火/木/土	透明袋	シュレッター
随時	一斗缶	廃油		
⑧	産業 廃棄物	随時	透明袋等	⑤以外の産業廃棄物
				蛍光管
				乾電池

清掃業者・・・毎日2回収 ※病棟によっては4～5回。



①は満杯、②～④については、8分目回収を行う。

※針刺しによる感染防止のため院内で承諾。

院内ゴミ集積場・・・⑤～⑧については、係員(清掃会社)が再度分別を行い、指定場所へ保管。



収集運搬業者・・・集積場から回収日に回収し、処分業者の指定する処分場に搬入する。



※廃棄物保管庫前は駐車場の天井が低く(高さ3m)、保管庫前に回収車両の停車が困難なため、廃棄物保管庫からの運び出し作業が必要。

処理業者・・・①～⑥については、全て自社で焼却処分。焼却後の灰は管理型埋立により処分。